

福井県報

号外第18号
令和元年
7月3日(水)
火・金曜日発行
1月1890円郵送料共

選挙管理委員会告示

- 条例の制定または改廃の請求および
監査の請求のための連署に必要な選
挙権を有する者の数 (三三二) ……………
- 議会の解散の請求、知事の解職の請
求、副知事、選挙管理委員、監査委
員または公安委員会の委員の解職の
請求および教育委員会の教育長また
は委員の解職の請求のための連署に
必要な選挙権を有する者の数 (三三
三) ……………
- 議会の議員の所属する選挙区におけ
る解職の請求のための連署に必要な
選挙権を有する者の数 (三三四) ……………

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第
74条第5項（同法第75条第5項において
準用する場合を含む。）の規定により、同法
第74条第1項の規定による条例の制定もし
くは改廃の請求または同法第75条第1項の
規定による監査の請求のための連署に必要な
選挙権を有する者の数を次のとおり告示する。

令和元年7月3日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

13,022

福井県選挙管理委員会告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以
下「法」という。）第76条第4項、第81
条第2項もしくは第86条第4項において準
用する法第74条第5項または地方教育行政
の組織及び運営に関する法律（昭和31年法
律第162号）第8条第2項において準用す
る法第86条第4項において準用する法第7
4条第5項の規定により、法第76条第1項
の規定による議会の解散の請求、法第81条
第1項の規定による知事の解職の請求もし
くは法第86条第1項の規定による副知事、選
挙管理委員、監査委員もしくは公安委員会

委員の解職の請求または地方教育行政の組織
及び運営に関する法律第8条第1項の規定に
よる教育委員会の教育長もしくは委員の解職
の請求のための連署に必要な選挙権を有する
者の数を次のとおり告示する。

令和元年7月3日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

175,176

福井県選挙管理委員会告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第
80条第4項において準用する同法第74条
第5項の規定により、同法第80条第1項の
規定による議会の議員の所属する選挙区にお
ける解職の請求のための連署に必要な選挙権
を有する者の数を次のとおり告示する。

令和元年7月3日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

| 選挙区 | 名称 | 連署に必要な選挙権を有する者の数 |
|------|----------|------------------|
| 福井市 | 福井市 | 72,980 |
| 敦賀市 | 敦賀市 | 18,272 |
| 小浜市 | 三方郡三方上中郡 | 15,161 |
| 大野市 | 大野市 | 9,487 |
| 勝山市 | 勝山市 | 6,642 |
| 鯖江市 | 鯖江市 | 18,855 |
| あわら市 | あわら市 | 8,003 |
| 越前市 | 今立郡南条郡 | 25,903 |
| 坂井市 | 坂井市 | 25,244 |
| 吉田郡 | 吉田郡 | 5,203 |
| 丹生郡 | 丹生郡 | 6,084 |
| 大飯郡 | 大飯郡 | 5,187 |

令和元年七月三日印
令和元年七月三日発

刷行

発行人 千九一〇一八五八〇
印刷人 千九一〇一〇〇一七

福井県福井市大手三丁目十七番一号
福井県福井市文京一丁目十九番二十

福井県
高桑印刷(株)

☎ 六三三二番